

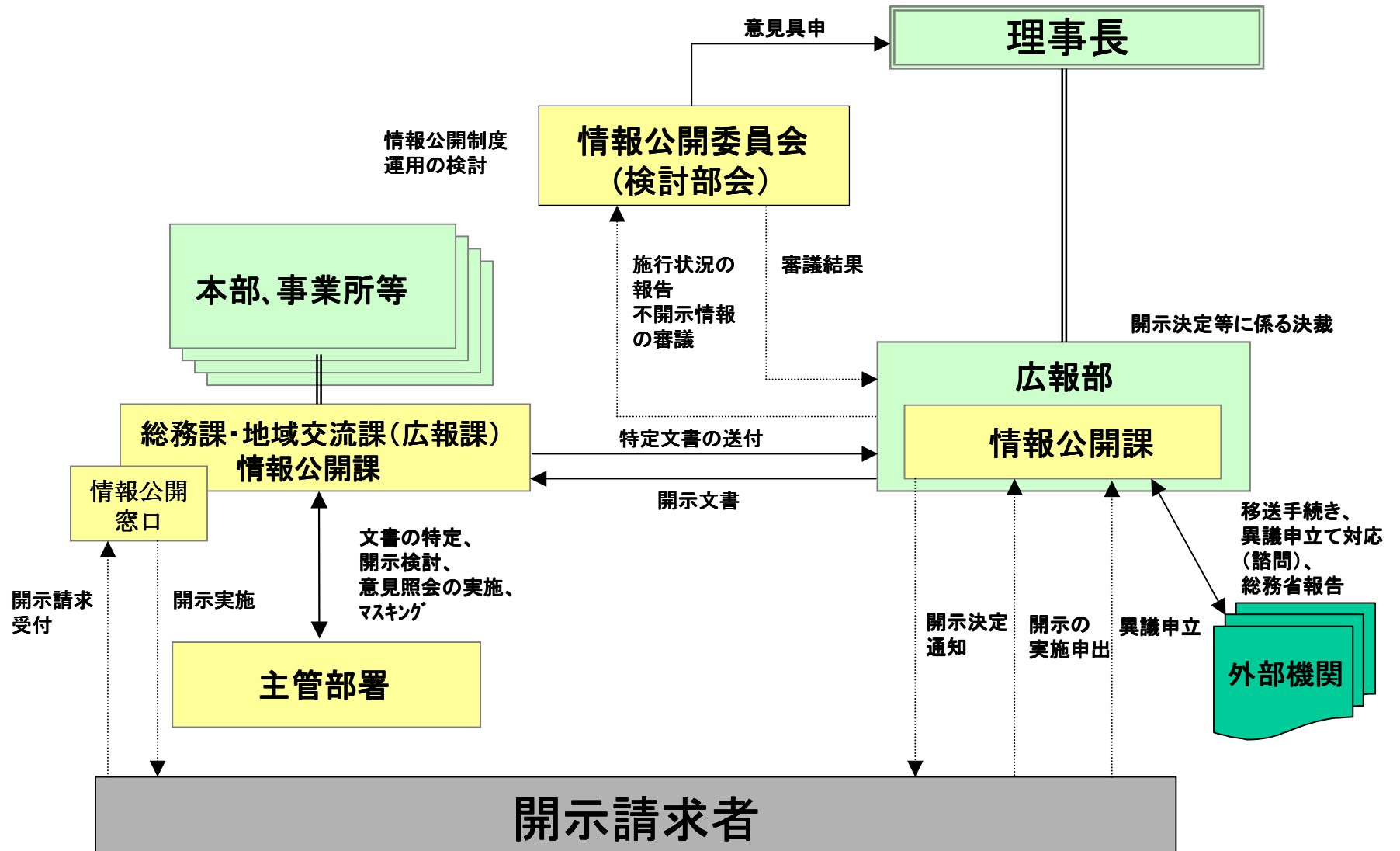
第1回情報公開委員会議事次第

平成18年3月15日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成18年3月15日(水) 14:00～15:00
2. 場所 大手町サンケイプラザ 3F 301号室
(東京都千代田区大手町1-7-2)
3. 出席者
碧海 西葵 消費生活アドバイザー
浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科教授
市村 元 テレビュー福島 常務取締役
高後 元彦 弁護士
鈴木 秀美 大阪大学大学院高等司法研究科教授
棟居 快行 北海道大学大学院法学研究科教授
山本 康典 日本原子力文化振興財団特任参事
4. 議題
(1) 原子力機構の情報公開制度の概要
(2) 情報公開規程、情報公開委員会規程の説明
(3) 委員長互選
(4) 検討部会設置
(5) その他
5. 配布資料
(1) 情公1-1 新法人情報公開対応体制
(2) 情公1-2 情報公開規程
(3) 情公1-3 情報公開委員会の設置について
(4) 情公1-4 情報公開委員会 委員名簿
(5) 情公1-5 情報公開法施行状況(平成18年3月14日現在)

以上

新法人の情報公開対応体制



情報公開委員会

情報公開委員会設置規程

- 情報公開に関する重要事項
- 情報公開法施行状況の確認
- その他委員長が必要と認める事項

- 機構は、毎事業年度、情報公開法の施行状況について委員会に報告するものとする。委員会は、施行状況を確認し、改善が必要と認められる場合には、理事長に意見具申することができる。
- 機構は、他の案件の先例となり得る事案について、不開示決定（一部不開示を含む）を行おうとする際、その妥当性について検討部会に諮るものとする。
- 委員会は原則として公開で行い、委員会及び検討部会の議事要旨は、インターネット等により公表する。

情公 1 - 2

平成 17 年 10 月 1 日
17(規程)第 56 号

○情報公開規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）に定める法人文書の開示等についての独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における事務（以下「情報公開事務」という。）の処理に係る必要な事項を定め、機構の情報公開の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(法の遵守、個人情報の保護)

第 2 条 機構は、法第 1 条の目的を十分に理解して、情報公開にあたらなければならない。

2 機構は、個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の規定に基づき取り扱わなければならない。

(定義)

第 3 条 この規程において、「文書」とは、法第 2 条第 2 項において定義される「法人文書」をいう。

第 2 章 公開の体制

(情報公開担当課)

第 4 条 情報公開を担当する課（以下「情報公開担当課」という。）は次のとおりとする。

(1) 情報公開課

(2) 研究開発拠点における地域交流課、広報課又は総務課（以下「窓口課」という。）。

2 前条の窓口課は、次のとおりとする。

(1) 東海研究開発センター、大洗研究開発センター及び東濃地科学センターにおいては地域交流課。

(2) 敦賀本部においては広報課。

(3) 那珂核融合研究所、高崎量子応用研究所、関西光科学研究所、幌延深地層研究センター、人形峠環境技術センター及びむつ事業所においては総務課。

(情報公開担当課の事務)

第 5 条 情報公開課における事務は次のとおりとする。

(1) 運営管理部門及び事業推進部門における開示請求の相談、案内及び開示等に関すること。

(2) 開示請求に係る法人文書を所掌する部署（以下「主管部署」という。）との情報公開事務に係る調整に関すること。

(3) 開示決定等に係る手続きに関すること。

- (4) 事案の移送に係る手続きに関する事。
 - (5) 第三者に対する意見照会に係る手続きに関する事。
 - (6) 異議申し立てに係る手続きに関する事。
 - (7) その他機構の情報公開に必要な事。
- 2 窓口課における事務は次のとおりとする。
- (1) 研究開発拠点及び当該研究開発拠点に所在する研究開発部門における開示請求の相談、案内及び開示等に関する事。
 - (2) 情報公開課との連絡及び主管部署との情報公開事務に係る調整に関する事。
 - (3) 主管部署に対する開示請求に係る事案の処理の進行管理に関する事。
 - (4) 開示請求に係る法人文書の内容が複数の主管部署に係る場合であって、それらが同一の研究開発拠点に属する場合の調整に関する事。

第3章 開示請求、開示決定等、開示の実施

(開示請求)

第6条 情報公開担当課は、法第4条により開示請求があつた場合は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき以外は、これを受け付けるものとする。

(事案の移送)

第7条 前条の規定により受け付けた開示請求が法第12条第1項又は法第13条第1項に該当する場合は、事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送することができる。この場合、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知するものとする。

(主管部署への通知)

第8条 情報公開担当課は、第6条の規定により開示請求を受け付けた場合は、開示請求に係る主管部署を直ちに特定して、開示請求を受けた旨を通知するものとする。

(開示案の作成)

第9条 主管部署は、前条の規定により通知を受けた場合は、情報公開担当課と協議の上、不開示情報を除いた開示すべき情報の案を作成し、情報公開担当課へ通知するものとする。

(第三者に対する意見照会)

第10条 法第6条の規定による開示請求が法第14条に該当する場合には、当該第三者に対し、開示請求に係る必要事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示決定等)

第11条 窓口課は、第9条の規定により通知を受けた場合、内容が妥当である場合には、速やかに開示決定等に係る手続きを情報公開課に依頼するものとする。

2 情報公開課は、第9条の規定により通知を受けた場合又は前項の依頼を受けた場合は、開示決定等に係る手続きを行うものとする。

(開示決定等の通知)

第12条 前条第2項の規定により開示等を決定した場合は、その結果を速やかに開示

請求者に通知するものとする。

(開示等の実施)

第13条 情報公開担当課は、開示等の実施にあたっては、開示請求者の便宜を図るよう努めることとする。

(手数料)

第14条 法第17条第1項の規定により、開示請求に係る手数料又は開示の実施にかかる手数料を開示請求者に求めることができるものとする。

2 法第17条第3項の規定により、前項の手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

第4章 開示請求者からの異議申立て

(開示請求者からの異議申立て)

第15条 法第18条第1項の規定により開示請求者から異議申立てを受けたときは、異議申し立ての却下、異議申立てに係る開示決定等を取り消しまたは変更して当該異議申立てに係る文書の全部を開示するか否かを決定するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第16条 前条の規定により却下または全部を開示する以外の決定をした場合には、機構は、法第18条第2項に基づく情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

2 前項の諮問を行った場合は、法第19条の規定に従い関係者へ通知するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会の決定)

第17条 前条の規定により諮問した事案につき、情報公開・個人情報保護審査会の決定があった場合には、機構は、決定の内容を十分考慮の上速やかに開示決定等を行うものとする。

第5章 情報提供

(情報提供)

第18条 機構は、法の趣旨に則り、積極的に情報提供をするよう努めるものとする。

第6章 情報公開委員会

(情報公開委員会)

第19条 機構に、別に定めるところにより、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、情報公開に係る重要事項等について審議または検討を行うものとする。

第7章 補則

(文書の管理)

第20条 機構は、保有する文書を適正に管理するものとする。

(細則補則の制定)

第21条 この規程に定めるものの他、この規程を実施するに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

情公 1 - 3

平成 17 年 10 月 1 日

17(達)第 8 号

○ 情報公開委員会の設置について

(目的)

第 1 条 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）における情報公開を円滑かつ適切に行うため、情報公開委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(情報公開委員会の任務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の審議又は検討を行い理事長に意見具申することができる。

- (1) 情報公開に関する重要事項
- (2) 情報公開法施行状況の確認
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員長及び委員 7 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討部会)

第 5 条 委員長は、第 2 条 1 号の検討を行うにあたり、検討部会（以下、「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員若干名をもって組織される。
- 3 部会長は、部会委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 6 条 委員長、委員及び部会委員の任期は 1 事業年度内の期間とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員長、委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会及び部会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、原則として公開で行うものとするが、委員の過半数が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、原則として非公開で行うものとする。
- 6 委員長又は部会長は、審議、検討案件に係る意見又は説明を求めるため、必要な場合は、機構役員又は外部の者を、委員会又は部会に参加させることができる。

(議事要旨の作成)

第8条 委員会及び検討部会の議事要旨は、インターネット等により公表するものとする。

(施行状況の確認)

- 第9条** 機構は、毎事業年度、情報公開法の施行状況について委員会に報告するものとする。
- 2 委員会は、施行状況を確認し、改善が必要と認められる場合には、理事長に意見具申することができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、広報部情報公開課が行う。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この達は、平成17年10月1日から施行する。

独) 日本原子力研究開発機構 情報公開委員会 委員

碧海 西葵 消費生活アドバイザー

浅田 正彦 京都大学大学院 法学研究科教授

市村 元 テレビユー福島常務取締役

高後 元彦 弁護士

鈴木 秀美 大阪大学大学院高等司法研究科教授

高橋 明男 大阪大学大学院 法学研究科教授

棟居 快行 北海道大学大学院法学研究科教授

山本 康典 日本原子力文化振興財団特任参事

情報公開法施行状況(平成18年3月14日現在)

開示請求の対応状況(年度別)

請求 年度	請求 件数	全部 開示 件数	部分開示					全部不開示			請求 取下 げ	事 案 の 移 送	検 討 中	開示決定期間		
			部分 開示 件数	(不開示の理由)				全部 不開示 件数	(不開示 の理由)					延 長 無 し	3 0 日 延 長	特 例 規 定
				個人	法人	審議	事業		文書 不存 在	その 他*						
平成17年度 (10/1~3/14)	107	11	86	76	1	0	34	3	3	0	0	0	7	88	12	0
合計	107	11	86	76	1	0	34	3	3	0	0	0	7	88	12	0

* その他には、第5条の不開示条項適用の他「存否応答拒否」「形式上の不備」「権利濫用」を含む。